

令和3年6月

お客様各位

高島国際特許事務所

大阪事務所

〒541-0044

大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル
(ランドアクシスタワー)

TEL (06) 6227-1156 FAX (06) 6227-0260

E-mail : mail@takashima-pat.jp

東京事務所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル

TEL (03) 5220-3315 FAX (03) 5220-3316

E-mail : mail-tyo@takashima-pat.jp

インドネシア特許の実施延期申請廃止について

拝啓 貴社ますますご隆昌の事とお慶び申し上げます。

さて、インドネシアにおいては、特許権者に特許発明の実施義務が課されていますが、不実施の場合に課され得る強制実施権等の不利益を回避する手段として、昨年、「実施延期申請」手続きと、その提出期間が2022年12月8日までになった旨をご案内させていただいておりました。

この度、2021年2月3日の改正規則で、「実施延期申請」が廃止となりましたのでお知らせ致します。2021年2月2日以前になされた実施延期申請は有効であり、その他の情報は変更ございません。

ご参考として、INT-TRA-PATENT BUREAU事務所からの書簡を添付いたします。

ご質問等ございましたら、弊所までお知らせください。

添付書類：

INT-TRA-PATENT BUREAU 事務所からの書簡